

計画作成年度	令和5年度
計画主体	三戸町

三戸町鳥獣被害防止計画

令和6年3月14日 作成

<連絡先>

担当部署名 三戸町役場 農林課
所在地 青森県三戸郡三戸町大字在府小路町 43
電話番号 0179-20-1111 (代表)
0179-20-1155 (直通)
FAX番号 0179-20-1112
メールアドレス sannohe@town.sannohe.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン、イノシシ、タヌキ、カラス、カワウ、アナグマ、アライグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	三戸町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ツキノワグマ	飼料作物（デントコーン）	面積 128.4a
	果樹（りんご、もも）	金額 1325.7千円
ニホンジカ	果樹（プラム）	面積 12.4a
		金額 65千円
ハクビシン	果樹（もも）	面積 0.1a
		金額 4.3千円
イノシシ	—	—
タヌキ	—	—
カラス	—	—
カワウ	—	—
アナグマ	—	—
アライグマ	—	—
合計		面積 140.9a
		金額 1,395千円

(2) 被害の傾向

<p>①ツキノワグマ 毎年7月から9月頃にかけて、斗内地区を中心に果樹や飼料作物の被害が発生している。民家付近でも目撃情報があり、人身被害の発生が懸念される。</p> <p>②ニホンジカ りんご苗木の葉や枝の食害が発生しているほか、成木の葉に軽微な被害が発生している。また、目撃個体数も増加していることから、地域への定着や被害の拡大が懸念される。</p> <p>③ハクビシン・タヌキ・アナグマ 4月から9月頃にかけて、山間部の野菜や果樹等に被害が発生しており、今後の被害の拡大が懸念される。</p> <p>④イノシシ 令和4年度から目撃個体数が増加し、水稻の倒伏やいも類の食害、園地の掘り起こしといった被害が発生し始め、令和5年度には目撃個体数、被害件数ともに</p>
--

増加していることから、今後更なる被害の拡大が懸念される。

⑤カラス

果樹を中心とした食害や家畜舎への侵入、糞等による生活環境被害が発生しており、被害地域の拡大が懸念される。

⑥カワウ

毎年5月から6月頃にかけて、馬淵川及び熊原川流域で漁協が放流を行っているアユをはじめとする魚類の被害が発生している。目撃個体数も年々増加しており、被害の拡大が懸念される。

⑦アライグマ

近隣町村で生息が確認されており、今後は当町でも被害発生が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和2年度)		目標値 (令和6年度)	
	金額(千円)	面積(a)	金額(千円)	面積(a)
ツキノワグマ	1,325.7	128.4	452.8	43.7
ニホンジカ	65.0	12.4	37.0	7.1
ハクビシン	4.3	0.1	4.0	0.1
イノシシ	—	—	312.4	21.1
タヌキ	—	—	—	—
カラス	—	—	—	—
カワウ	—	—	—	—
アナグマ	—	—	—	—
アライグマ	—	—	—	—
合計	1,395.0	140.9	806.2	72.0

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	対象鳥獣に対して、鳥獣被害対策実施隊による現地調査、被害防止に係る助言及び銃器又はわなによる捕獲を行っている。	捕獲従事者の高齢化が進んでおり、担い手の育成や捕獲体制の維持が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	ニホンジカの被害があるりんご園地にセンサーカメラや電気柵を設置し、ニホンジカの被害状況の把握、進入防止に努めている。 ツキノワグマやイノシシによる食害や園地への侵入については、農業者自らが電気柵を設置し、被害防止に努めている。 緩衝帯の設置については、被害防止に係る	防護柵の導入・運用に当たっては、購入費用や維持管理に係る経費負担が課題となる。

	助言の際、農家に対して助言を行っている。	
--	----------------------	--

(5) 今後の取組方針

<p>鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、鳥獣被害対策実施隊の活動強化を図るとともに、関係機関と連携し目撃・被害情報の収集に努め、農作物被害のあった農家に対しては、作物残渣の除去や圃場周辺整備（刈り払い等）による緩衝帯の設置など被害防止対策の助言を行うほか、農業者が自衛のために自ら設置する箱わなや電気柵等の防護柵の導入経費に対し補助を行い、自己防衛意識の向上を図る。</p> <p>また、捕獲が必要な場合は、農業者等からの目撃・被害情報を元に、鳥獣被害対策実施隊による効率的な捕獲を実施する。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>鳥獣被害対策実施隊員による被害発生前の見回りや追払い活動を中心に、農林漁業被害発生時の被害状況確認や被害防止対策の助言を行うほか、被害防止対策としてわな又はライフル銃以外の銃器を使用した捕獲を実施するとともに、わなやライフル銃以外の銃器での捕獲が困難な場合には、鳥獣被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等の従事者によるライフル銃を使用したツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシといった大型獣の捕獲を実施する。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ？ 令和6年度	ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン、イノシシ、タヌキ、カラス、カワウ、アナグマ、アライグマ	<p>鳥獣被害対策実施隊を設置することにより、鳥獣を捕獲する担い手を確保し、関係団体と連携して、担い手の育成を図る。</p> <p>また、効率的な捕獲体制を整備するため、箱わな等の捕獲機材の導入やICT技術等の活用を検討する。</p>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正な捕獲を実施していく。			
①ツキノワグマ 捕獲の対象は、農林業等への加害個体もしくは加害が懸念される個体とし、被害の発生及び拡大を防ぐため必要最小数の捕獲を行う。			
②ニホンジカ 目撃個体数が増加し、果樹への被害報告もあり、今後、農林業への被害の増加も懸念されることから、予察を含め可能な限り捕獲する。			
③ハクビシン 農作物等への被害の拡大を未然に防ぐために、予察を含め可能な限り捕獲する。			
④イノシシ 目撃個体数、被害件数共に増加しており、被害発生地域も拡大していることから、予察を含め可能な限り捕獲する。			
⑤タヌキ・アナグマ 捕獲の対象は農作物等への加害個体とし、被害の拡大を防ぐため必要最小数の捕獲を行う。			
⑥カラス 生息数は減少しておらず、農作物等への被害も引き続き発生していることから、50羽を捕獲する。			
⑦カワウ 目撃個体数が増加し、アユを中心とした内水面の魚類への食害が拡大していることから、被害を減少させるため、50羽を捕獲する。			
⑧アライグマ 特定外来生物であることから、農作物等への被害の発生を未然に防ぐために、予察を含め可能な限り捕獲する。			
(過去の捕獲実績)			
対象鳥獣	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ツキノワグマ	4頭	3頭	6頭
ニホンジカ	1頭	1頭	1頭
ハクビシン	0頭	1頭	0頭
イノシシ	0頭	0頭	0頭
タヌキ	0頭	0頭	0頭
カラス	76羽	84羽	84羽
カワウ	7羽	14羽	3羽
アナグマ	0頭	3頭	0頭

アライグマ	0頭	0頭	0頭
-------	----	----	----

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
タヌキ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
カラス	50羽	50羽	50羽
カワウ	50羽	50羽	50羽
アナグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

捕獲等の取組内容
<p>①ツキノワグマ 被害の発生する農作物の収穫期（7月から10月頃）に、出没及び被害の発生した圃場周辺で、わなや銃器により捕獲する。</p> <p>②ニホンジカ・イノシシ 出没が確認された地域周辺で、わなや銃器により捕獲する。（通年）</p> <p>③ハクビシン・タヌキ・アナグマ 被害が発生している山間部を中心に箱わなにより捕獲する。なお、捕獲等の実施時期について、ハクビシンは、通年とし、タヌキ及びアナグマは、農作物被害が発生する時期（6月から11月頃）とする。</p> <p>④カラス 被害の発生する農作物の生育期から収穫期（5月から10月頃）に、被害の発生した地域で、銃器（ライフル銃を除く）により捕獲する。</p> <p>⑤カワウ 被害の発生する時期（5月から10月頃）に、生息河川周辺で、銃器（ライフル銃を除く）により捕獲する。</p> <p>⑥アライグマ 出没・目撃情報に合わせて、周辺地域で箱わなにより捕獲する。（通年）</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する場合がある。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
三戸町	なし（権限移譲済み）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

(2) その他被害防止に関する取組

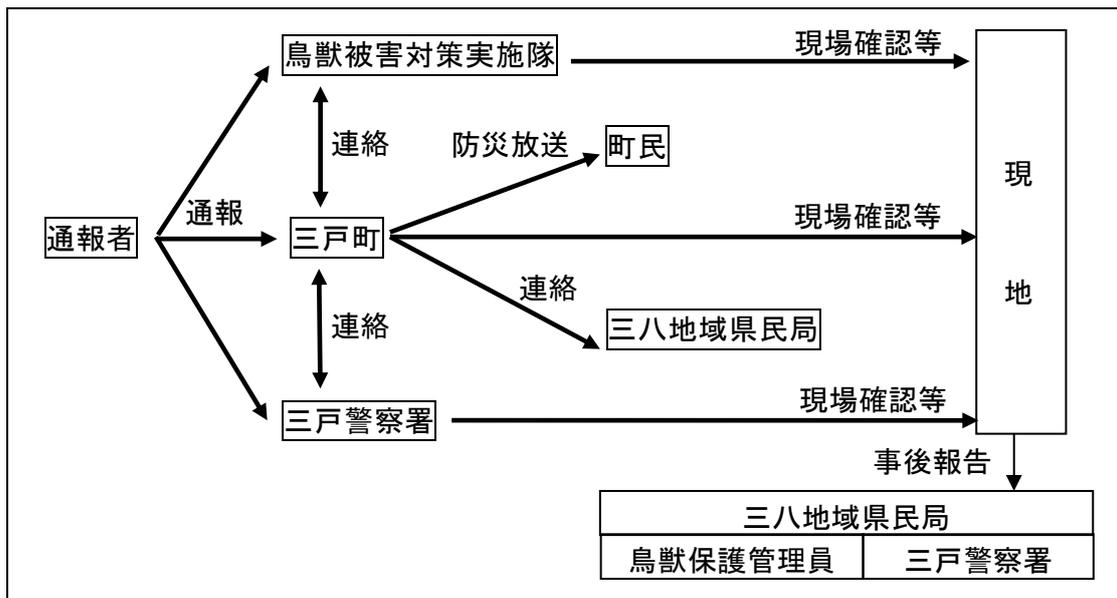
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン、イノシシ、タヌキ、カラス、カワウ、アナグマ、アライグマ	効果的な追い払い方法、緩衝帯の設置方法、作物残渣や放任果樹の除去などの被害の軽減及び防止方法について被害農家に対して助言・指導する。 農業者が自衛のために自ら設置する箱わなや電気柵等の防護柵の導入経費に対し補助を行い、自己防衛意識の向上を図る。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
三戸町	関係機関との連絡調整、現地調査、町民への情報提供及び注意喚起
青森県三八地域県民局地域農林水産部（農業普及振興室、林業振興課）	町への指導、助言、被害状況把握
三戸警察署	現場確認等、銃器の取扱に係る指導・助言、巡回
三戸町鳥獣被害対策実施隊	現地調査、巡回、捕獲対応

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、捕獲現場で埋却するなど適正に処理する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、三戸町廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、三戸町有害鳥獣被害対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である三戸町等が廃棄物の排出者として適正に処理する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲頭数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記6のとおり適切に処理する。

また、学術研究等に利用できる場合は、研究機関等に提供する。

今後、対象鳥獣の捕獲頭数が増加した場合は、減容化処理施設の設置や実施隊と協力したジビエ加工などの地域資源としての活用について検討する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	三戸町有害鳥獣被害対策協議会	
構成機関の名称	役割	
三戸町 農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整 ・被害防止対策の実施 	
青森県三八地域県民局地域農林水産部 (農業普及振興室・林業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の捕獲行為に関する専門的な指導、助言 	
三戸警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・銃器等の取扱いに関する指導、助言 ・住宅地等での有害鳥獣発生時の連携 	
八戸農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害に関する情報提供と被害防止に関する指導 	
三戸漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物被害に関する情報提供と被害防止に関する指導 	
三戸畜産農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害に関する情報提供と被害防止に関する指導 	
鳥獣保護管理員	<ul style="list-style-type: none"> ・野生動物との共存に関する指導、助言 	
(一社) 青森県猟友会三戸支部	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲業務の実施 ・自己防衛対策に関する指導、助言 	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
三八地方森林組合	・有害鳥獣目撃等に関する情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>○三戸町鳥獣被害対策実施隊（平成26年4月1日設置）</p> <p>実施隊員は、町職員及び青森県猟友会三戸支部長の推薦による猟友会会員から選出し、構成する。令和3年4月1日時点で、町職員9名、猟友会会員26名の合計35名で構成されている。</p> <p>○三戸町鳥獣被害対策実施隊の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町長が指示する対象鳥獣の捕獲にあたる。 ・農地の巡回を実施する。 ・地域住民と連携した追い払い活動を実施する。 ・その他、鳥獣による被害軽減の為に必要な業務を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣市町村との連携を強化し、情報の共有化や必要な対策を講じる。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし